

イラク戦争を巡るマイケル・イグナティエフの思想

——その人権論を手掛かりに

森 田 明 彦

キーワード：マイケル・イグナティエフ、人権、イラク戦争、リベラリズム、リベラル・デモクラティック・インテグリティ

Key words : Michael Ignatieff, Human Rights, Iraq war, Liberalism, Liberal Democratic Internationalist

一 課題の設定と方法論の提示

ローザ・ルクセンブルグ『獄中からの手紙』の訳者である秋元寿恵夫は、同書あとがきで次のように書いている。

「戦争がない」とか、漠然と戦争に反対するのは誰でもやめる。また、ある種の戦争を予想し、それについて自分はいか

なる理由でこの戦争に反対せねばならないかに關して明確な見解をもつことは、誰にでもというわけではないが必ずしも至難ではない。だが、すでにそのような戦争がはじまってしまってからでもなお、自らの見解に謬りはないと信じつけられる者の数は大分減つてくる。しかし、少はある。けれども、この意見を公然と表明し、やめぬといふならその戦争を

やめさせよべと働きかける者に至つては、もはや稀有の存在に属するのである⁽¹⁾。

イラク戦争、そしてイラクに対する自衛隊派遣問題に対しても自分は本当に明確な見解を持ち、一貫した姿勢を取つたのだろうかという疑問は私自身を含む多くの日本国民が持つてゐる」とと思つ。

そういう我々にとって、世界の人権派を敵に回して、米国によるイラクへの武力行使を容認する発言を行なつたマイケル・イグナティエフがどのような思想の持ち主なのかは、解明する価値のある課題である⁽³⁾。

前ハーバード大学教授・同カーナ人権政策研究所長で現カナダ自由党党首のイグナティエフは、日本では一九八四年の作

品である『ニーズ・オブ・ストレンジヤーズ』⁽⁴⁾の時期までは人権に対する懷疑論者であったが、その後、人権の擁護者へ転身したという理解が一般的なようである。

例えば、添谷育志および金田耕一は『人権の政治学』⁽⁵⁾邦訳あとがき（HR邦訳・二七〇頁）において、イグナティエフの『ニーズ・オブ・ストレンジヤーズ』には「人権規範に対する懷疑は各所に散見される」と指摘した上で、「かつて「露骨に懷疑的な態度」をとつていた人権規範に対して積極的にコミットするようになつたのはなぜか」という問いを提起している。

また、濱真一郎は『バーリンの自由論』において、「彼は、一九八〇年代前半には、権利ないし人権では捉えられないニーズが存在すると指摘し、権利ないし人権に懷疑的であるかのような議論を行つてきた。しかし、一九九〇年代後半の「日本語序文」⁽⁶⁾では、権利ないし人権の役割を再評価し、さらに後の著作では、見知らぬ他者たちに配慮できる人権論の構築に向かうのである」と述べている。⁽⁷⁾

しかし、このイグナティエフ観では、二〇〇三年のイラク戦争の際に、イグナティエフが米国の軍事行動を支持した理由を説明できないように思われる。

イグナティエフは、また、一九九九年のコソボ戦争についても、『ヴァーチャル・ウォー』日本語序文⁽⁸⁾において「コソボ作戦は国際法のもとでは厳密にいえば違法であつたが、道徳的観点からは正当であり必要でさえあつた」と結論づけて

いる（VW邦訳日本語版序文・v頁）。

イグナティエフ自身が提示している国際人権の原則によれば、制裁から直接的な軍事力行使を含む「国境を超えた直接介入」の目的は、対象国の主権を廢止することなしに危険にさらされている人々に保護を与えることであり、直接的な介入に踏み切る際には以下の三つの条件が満たされる必要がある（HR:40、HR邦訳・八三一八四頁）。

- ①人権侵害が甚だしく、組織的かつ全面的であること。
- ②近隣地域における平和と安全に対する脅威となつていてること。

③軍事介入が人権侵害を阻止する可能性が本当にあること。

イラクへの武力行使が、これらの国際人権法上の要件を満たしていなかつたことについては、例えば国際人権NGOであるHuman Rights Watchが既に明らかにしている。⁽⁹⁾また、イグナティエフ自身、イラクへの軍事力行使の合法性については絶対的な確信を持つていなかつたことも事実である。すなわち、イグナティエフは、「イラク戦争については、封じ込め（containment）が無効であつたのかどうか明らかではない」「これは本当に難しい問題だ」と告白している。⁽¹⁰⁾

つまり、コソボおよびイラク戦争に対するイグナティエフの態度から判断すると、イグナティエフを、現行の国際人権法ないし国際人権レジームを尊重する人権擁護派と単純に考えることは出来ないということである。

それでは、コソボ戦争やイラク戦争に対するイグナティエフ

フの明確な支持表明の背景には、どのような思想・信条があつたと考えるべきなのだろうか。

本論文では、先ずイグナティエフの人権を巡る考え方が終始一貫していたことを論証し、第二にその人権論の特色を明らかにすることを通じて、イグナティエフの思想の輪郭を浮かび上がらせ、そこからコソボ戦争やイラク戦争を支持したイグナティエフの思想・信条の解説を試みることとしたい。

二 人権論から見たイグナティエフの思想の特色

(1) イグナティエフの人権に対する姿勢

これまで、イグナティエフの「人権論的転回」¹²の根拠として『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』邦訳日本語序文における、「（同書では）普遍的人権という規範の有用性に、さらには適用可能性にさえ露骨に懷疑的な態度をとっている」以下のイグナティエフの言明が引用されることが多かつた。¹³つまり、この言明は、一九八四年当時、人権に対して懷疑的な態度をとっていたイグナティエフが一九九九年の時点で、その姿勢を振り返って、その後人権を擁護するに至った経緯を述べたものと解釈してきたのである。

しかし、この箇所でのイグナティエフの主張を、論者なりに要約すれば、「人権を保障するのは独立能力のある民族国家であるが、そのような民族国家を持たない人々には国連、NGO、その他の国際的人道機関を通じた普遍的権利の保護

が必要であり、そのような普遍的権利の要求に正当性を与えるのは、普遍的承認を得る性格を持つニーズである¹⁴」ということである。そして、前段の「人権の最終的な保証者は国家である」という認識（NS邦訳・8頁）はすでに『正しい刑罰の方法』において萌芽的に示されており、『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』においても、イグナティエフは、ニーズの言語体系ないし権利の言語体系による要求は、「独立能力のある国民国家によって強力に主張されたり、あるいはそれらの国家によってなされる訴えでないかぎり、たいして意味のあるものではない」と述べて、ニーズないし権利の充足には「独立能力のある自分たちの民族国家」が必要であると明確に主張している（NS邦訳日本語序文・七一八頁）。

この主張は、『ヴァーチャル・ウォー』（一〇〇〇年）（VW:176、VW邦訳・二〇九頁）、『人権の政治学』（一〇〇一年）（HR:35、HR邦訳・七七頁）でも繰り返されている。

また、後段の「普遍的権利の要求に正当性を与えるのは、普遍的承認を得る性格を持つニーズである」という言明は、『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』において繰り返されているものである。すなわち、イグナティエフは、同書において、英国のような高度福祉社会における福祉業務の分業に関連して「わたしたちが一つの道徳共同体に生きていると言えるための根拠は、それが如何に脆弱なものであろうと、見知らぬ他人たちの間の連帯であり、分業を通じてニーズを権利に、さらに権利をケア（配慮）へと変えるこの「転換作用」で

あると述べ、ニーズが権利の根拠であるとする見解を示している（NS:10' NS邦訳・一六頁）。

さらに、イグナティエフは、貧しい高齢者に年金を給付し医療介護を提供することは多くの福祉国家では依然贈与とみなされており、福祉を受けていることは不面目なことだと思われていることを指摘し、貧しい高齢者たちの人間として尊重されたいという個人的ニーズは、実質的に権利として保障されなければならないと主張している（NS:16' NS邦訳・二五頁）。

しかし、同時にイグナティエフは、権利という言語は個人が集団に向かって、あるいは集団に抗して掲げる要求を言い表したり、國家権力に対し厳しい制限を課す理念としては有効であるが、同時に「個人が個人として必要としているものを完全に数え上げる」ことは出来ないという権利言語の限界も指摘し（NS邦訳日本語序文・五一六頁）、多くの社会が権利として承認する普遍的・基礎的ニーズが存在する一方で、人間は生きるためにこれらの普遍的ニーズ以上の個人的ニーズを充足させる必要があり、それらのニーズの充足は権利として要求するには馴染まないものが多いことも指摘している。

さらに、イグナティエフは「公衆に開かれた言語体系がなければ、わたしたちのニーズは沈黙のなかで干上がってしまうであろう」（NS:142' NS邦訳・一九七頁）と述べて、個的、非普遍的ニーズを表現するにも公的な言語体系が必要

であることを見つめ、ニードの言語は多様であって、単一の意味内容のニードという言葉で歴史を描くことは出来ないことを認めている（NS:19-20' NS邦訳・三〇—三一頁）。

この権利およびニーズという概念に対するイグナティエフの限定的な肯定的姿勢は、実は『ニーズ・オブ・ストレンジヤーズ』以降も変わっていない。

例えば、『ヴァーチャル・ウォー』において、イグナティエフは精密誘導装置、監視衛星やスペイ飛行機などによって圧倒的な空軍力を確立した米国を中心とする西欧諸国は、空からのピンポイント爆撃によつて自らの戦争被害を極小化することに成功し、その結果、先進国の非戦闘員である一般市民にとってコソボ戦争は、いわば不可視化され、その結果、先進国の一般市民はマスコミなどを通じて流される情報にますます左右されるようになり、それらの国の指導者達は軍事行動に対する一般国民に対する同意を得るために巧みなレトリックを用いるようになり、その中で「人権という大義が、自分たちが擁護していると考える人権自体の濫用に終わる戦争へ市民を引きずり込む」（VW:6' VW邦訳・七頁）危険性があると警告を発している。

つまり、イグナティエフは権利ないしニーズという言語の多様性とその限界を十分に認識した上で、それぞれの言語がどのような局面で有効か、を冷静に観察し検討しているだけなのである。

イグナティエフには人権論的転回はなかつたのである。

(2) 人権論から見たイグナティエフの思想の特色

それでは、人権論から見たイグナティエフの思想・信条とはどのような性格のものなのだろうか。

『人権の政治学』において、イグナティエフは、人権の根拠を宗教的ないし形而上学的信条に置く基礎づけ主義的な議論を否定し、人権とは、人びとの主体的行為能力 (agency) を守るものであり、その意味で個人主義的なものであると述べている (HR:53-54、HR 邦訳・一〇二一一〇三一頁)。イグナティエフは、「自由な主体的行為能力の最低基準を満たしていない場合には、人間の生命は危機にさらされる」 (HR55、HR 邦訳・一〇四頁) という歴史的事実が人権の根拠であり、人権は人間性をめぐる宗教的ないし形而上学的信条による正当化を必要としないと主張する。

イグナティエフによれば、主体的行為能力とはアイザイ

ア・バーリンの消極的自由とほぼ同義で、「各個人が強制や妨害なしに、合理的意図を達成する能力」のことであり、合理的意図とは、それが賢明であるとか尊敬に値するという意味ではなく、他の人間にに対する明白な危害を含んでいないとすることである (HR:57、HR 邦訳・一〇七一〇八頁)。

イグナティエフは、この主体的行為能力ないし消極的自由

を保護するために、「諸個人が、自分が属する国家の内部での不正な法律や命令に反対し、抵抗する権利」と「他のあらゆる救済手段が尽きたときには…自国民以外の人びとや自国外の国家、国際諸機関に自分たちの権利を擁護するよう援

助を訴える権利」を含む「国際的に合意された標準規則」が必要であり、この標準規則が人権なのであると主張する (HR:55、HR 邦訳・一二一頁)。

イグナティエフは、人権とは、不平等な権力構造を持つ世界において「力なき者の主体的行為者としての自律性を尊重するようなやり方で」権力が行使されることを求める「革命的な信条」であり、権利は「力なき者たちの普遍的利益を規定している」という意味で「普遍的」なのだと述べている (HR:68、HR 邦訳・一二一頁)。

イグナティエフは、また、「権利とは、西洋的な個人の観念を西洋以外の文化に押しつけるものだ」という批判に対して、権利の道徳的個人主義的性格は多様な善き生の構想を容認するという意味で道徳的多元主義を擁護すると反論している (HR:57、HR 邦訳・一〇七一〇八頁)。

但し、イグナティエフは、人権の普遍的適用の要請と道徳的多元主義が両立し得るのは、人権に含まれる普遍主義が「自覚的にミニマリストである場合」のみであり、人権とは「いかなる種類の生にとっても最小限必要とされる条件」を規定するものであるとも述べている (HR:56、HR 邦訳・一〇五頁)。

以上の、個人主義、歴史主義、普遍主義、道徳的多元主義、そしてミニマリズムを特色とするイグナティエフの人権論から窺える、イグナティエフの思想・信条とはどのようなものと考えることができるであろうか。

ジョン・グレイは、『リベラリズム』において、リベラリズムを「個人主義、平等主義、普遍主義、改良主義」を特色とし、西ヨーロッパ文明における複数の固有な、そしてしばしば相互に対立する源泉を持ち、国家毎に異なった趣を持つつ、単一の伝統を構成する思潮と定義している。⁽¹⁷⁾

この意味でのリベラリズムは、通俗的な意味での「自由主義」とは異なるものであり、チャールズ・ティラーが述べたように、ジョン・ロックとエドモンド・バークにそれぞれ代表される近代的自然法論・社会契約説と近代的保守主義（改良主義）の両者の系譜にあるものと考えることができる。⁽¹⁸⁾ イグナティエフの人権論は、明らかに、この本来的な意味でのリベラリズムの系譜にある。さらに、個人の自律（主体的行為能力）は受容可能な複数の善い選択肢を前提としており（道徳的多元主義）、それを可能とする一定の社会体制（國家）を必要とするというイグナティエフの主張は、現代リベラリズムの諸理論の中では、ジョゼフ・ラズの卓越主義的リベラリズムと親和性を持つていて思われる。⁽²⁰⁾

中山俊宏は、『軽い帝国』⁽²¹⁾ 解説において、九・一一事件以前から、米国では「民主主義や人道の名において」「国際社会が直面した民族浄化や集団虐殺を止めるため」に、米国は「その持てる力を積極的に行使すべき」と主張するリベラル・デモクラティック・インターナショナリストと呼ばれる知識人グループが登場してきたことを紹介し、イグナティエフもその一人であったと述べている。中山によれば、リベラ

ル・デモクラティック・インターナショナリスト達は、ベトナム戦争以来、「条件反射的な反戦平和主義を掲げるだけで、アメリカが保有する圧倒的な力をどのように用いるべきかとどう議論に積極的な貢献ができない」リベラル派に異を唱え、民主主義や人権といった、彼らが普遍的と信じる理念の実現のために、米国は積極的な介入を行うべきであると主張するようになった。中山によれば、九・一一テロ攻撃以降、ブッシュ政権の中に「アメリカの理念に依拠した強硬な外交・安全保障政策を信奉する」新保守主義グループが台頭したが、リベラル・デモクラティック・インターナショナリスト達は、その理念が普遍的なものである限りにおいて「アメリカの力の行使」を支持すると言う点で、新保守主義グループとは異なるっている（EL邦訳一七六一—八三頁）。普遍的な理念の実現が目的である限り、積極的な政治介入を容認するリベラル・デモクラティック・インターナショナリスト達の主張は明らかに卓越主義的リベラリズムの範疇にある。

イグナティエフは、『ヴァーチャル・ウォー』において、「いくつもの価値が相争う世界にあって、非介入は良好な（そして平和な）国際間関係のために唯一の確実な基盤を提供する」（VW:80、VW邦訳・九四頁）とする英國の経済学者で学士院会員でもあるロバート・スキデルスキーの文化相対主義に対して、「拷問、レイプ、集団殺戮、および強制追放は国際人道法に違反する行為であることを、あらゆる国家が正式に認めて」おり、「私たちは、あなたが描くような文

化的に相対的な道徳世界に住んではいません」と反論している（VW.83、VW邦訳・九八頁）。イグナティエフは、また、国際社会における国家主権の不可侵性を尊重するスキデルスキーと対比して、自らの立場を「国家に権利や訴追免除があるように個人にもそれらがある」と考える「国際主義者（internationalist）」であると述べている。国際主義者とは、イグナティエフによれば「迫害された個人もしくは国民集団がすべての救済策を尽くして、なおかつ自国内でのいわれのない攻撃の前で防衛の手だてもなく立ちつくすとき」、彼らには軍事的支援を受ける権利があると考える立場である（VW.82、VW邦訳・九七頁）。

イグナティエフがコソボ戦争やイラク戦争への支持を公的に明らかにした背景には、文化を超えた人権規範の普遍性を信じ、その実現のための積極的介入は正当性を持つとする、イグナティエフの卓越主義的リベラリズムの信条があつたと考えることが出来る。

三 最後に

二〇〇三年当時イラク国内には大量破壊兵器はもはや存在せず、またフセイン政権とアルカイーダには具体的な協力関係は存在しなかつたことが明らかになつた今日、イグナティエフのイラク戦争支持を批判することは容易である。

しかし、米国の対イラク軍事行動を支持し、重装備自衛隊の派遣を決断した日本は、当時、イグナティエフほどの思索

と覚悟のもとにその決断を下したのだろうか。また、我々は、当時の決断について、今日、十分な反省とその公的表明を行つたのだろうか。

今日の世界で米国が圧倒的な軍事的、政治的力を有していることは事実であり、日米同盟の一方の当事者である日本は、米国の軍事戦略を考慮せずに自らの国家戦略を考える」とは出来ない。

しかし、このことは日本が米国の世界戦略に盲従する以外に選択肢がないという意味ではない。

イグナティエフは、イラクに対する米国の軍事行動を支持した理由を、亡命イラク人の友人が述べたようにこの戦争がイラクの人々が自らの国で自由に生きることができるようになる唯一の機会となると信じたためであると述べている。⁽²²⁾

イグナティエフは、その目的・理念が普遍的なものであると判断して、米国の政策を支持するという決断を行つたのである（EL邦訳一七七—一七八頁）。

日米同盟の意義と目的が問いつぶされている今日、日本の我々が、イグナティエフの思索と行動から学ぶべき」とは依然少なくないようと思われる。

(1) ローザ・ルクセンブルグ、秋元寿恵夫訳『獄中からの手紙』岩波文庫（岩波書店、一九九九年）、一一四頁。

(2) Michael Ignatieff, "The American Empire: The Burden," *New York Times Magazine*, January 5, 2003, sec.6, p.22, col.1.及び "I Am

Iraq,"*New York Times Magazine*, March 23, 2003, sec 6, p.13, col.3. も
論述。

- (3) 『戦』・ベクナホーハトガ・ルの後、米国によるイラクへの武力
行使を支持した西の判断が謎のところだ。しかし評論は却てこう。
M.Ignatieff, "Getting Iraq Wrong," *The New York Times*, August 5,
2007.

<<http://www.nytimes.com/2007/08/05/magazine/05iraq-t.html>>

- (11) ○ 1 ○年国際人権規範の最終確認。

- (4) M.Ignatieff, *The Needs of Strangers: An Essay on the Philosophy
of Human Needs*, Viking, 1985 (訳 NS). (添谷育志・金田耕一訳
『リーグ・オーバー・ストレンジャーズ』、風行社、一九九九年) (訳 NS 邦訳)。

- (5) M.Ignatieff, Amy Gutmann eds., *Human Rights as Politics and
Idiocy*, Princeton University Press, 2001 (訳 HR). (添谷育志・
金田耕一訳『人権の政治学』、風行社、一〇〇六年) (訳 HR 邦訳)。

- (6) 『リーグ・オーバー・ストレンジャーズ』邦訳のたぬき、イグナホ
イエフが寄稿した、一九九八年一〇月付の、原著にはなる日本語序
文のいじりである。なお、日本に引用したイグナティエフの日本語序
文の原文は、添谷育志明治学院大学教授より提供して顶いたもの
である。記して謝意を表したい。
- (7) 濱真一郎『バーリンの自由論』(勁草書房、一〇〇八年)、一九
一頁および二〇一〇二一〇頁。

- (8) M.Ignatieff, *Virtual War: Kosovo and Beyond*, Metropolitan,

- 2000 (訳 VW). (添谷育志・高橋和・中川俊彦訳『バーチャル・
・ウォーワー』、風行社、一〇〇一年) (以下、VW 邦訳)。なお、本書
の日本語序文も、邦訳のために、イグナホーハトガ寄稿した、一〇
〇一年一月付の原著にいじられたものである。

- (9) Human Rights Watch, *World Report 2004, 2003*, pp.13-35.

- (10) George Packer, "The Liberal Quandary Over Iraq," The New

York Times, Dec. 8, 2002 <[http://www.nytimes.com/2002/12/08/
magazine/the-liberal-quandary-over-iraq.html](http://www.nytimes.com/2002/12/08/magazine/the-liberal-quandary-over-iraq.html)> (11) ○ 1 ○年七月
14 最終確認)。

- (11) 國際人権レバーブルは、國際人権条約や宣言によって確立して
ある国際人権規範の実効的履行を確保するため設けられたシ
ステムの総体を指す。阿久澤麻理子『ハイリップ人の人権教育』(解
放出版社、一〇〇六年)、一四一六頁。

- (12) 添谷育志および金田耕一は『人権の政治学』邦訳あわがく
(HR 邦訳：一七〇頁)に記す、「イグナティエフのこのわざ『人権
論的転回』」である。

- (13) 注(6)参照。闊連個所原文を訳す。ト線は論述のもの。

◎ The third area of ambiguity in the text takes us back to the
issue of the universality of needs (and rights) language. In the text,
there is a noticeable scepticism towards the usefulness or even
applicability of universal human rights standards. Universal
claims—whether in the language of needs or rights—are noble
aspirations, but they are unlikely to mean very much unless they
can be enforced by or claimed from a viable nation state.

- (14) 『リーグ・オーバー・ストレンジャーズ』日本語版序文におけるイ
グナティエフの開明の要約 (NS 邦訳日本語序文：七八八頁)。なお、
同日本語序文では「存続可能な民族国家」のような訳語が当てられて
いるが、原文では viable nation state である。独立能力のあ
る」とある。

- (15) イグナティエフは、18世紀後半から19世紀中期までの英國を例
にして、それまでの家長制的な社会は制限された政治的権利し
か認めない一方で慣習的な通俗的自由には寛容であったのに対し
て、新たなリバリストに基づく社会は公式な自由を拡張する一方
で社会の無秩序に対してより厳格となつたと指摘している。やなわ
か、公的な権利の拡張は国家の（法に基づく）支配の確立とともに

生じたヒューマニティは拘束してゐるやうだ。²⁰ M. Ignatieff, *A Just Measure of Pain*, Penguin Books, 1978, pp.211-213.

- (16) 注(14)を参照。なお、NS邦訳日本語序文は、nation state の邦訳として「国民国家」・「民族国家」の両方を使つてゐるが、本論文では、やれは従つた。

(17) John Gray, *Liberalsim*, Open University Press, 1986, pp.x-xi.

(18) 井上達夫は、「リベラリズムは『自由主義』よりも『誠実な総合した通念的理解とは異なる』」「自由はリベラリズムにとって大切な価値の一つですが、リベラリズムの唯一の価値ではなく、最も根本的な価値でもありません」と述べている。井上達夫『哲学塾 自由論』(新星出版社、1100八年) 一一七—一一六頁。

(19) チャールズ・ティラー、森田明彦訳「宗教と民主主義」〔「世俗化」概念の多元化〕(インタビューリスト)『環』37号(藤原書店、1100九年)、一五〇頁。

(20) ミニアフ・ラズ、森際康友編『自由と権利』(勁草書房、1100八年)。Stephen Mulhall & Adam Swift, *Liberals & Communitarians*, Blackwell Publishing, 1992 (佐藤正彌・飯島昇藏訳『リベラル・コマニタリズム論争』勁草書房、1100七年)。

(21) Michael Ignatieff, *Empire Lite*, Vintage, 2003 (中山俊宏訳『軽く帝国』、風行社、110011年) (以下EL邦訳)。

(22) 注(20)を参照。